

こんな相談がありました ～ネット動画で見つけたFX 自動売買～

Q

年金生活者が毎日 1 万円を得ているという広告動画を見て問合せたら、「FX 自動売買システムをパソコンにダウンロードして投資すればもうかる」と説明された。「システム3台でセキュリティが強化される」と、クレジットで3台分の購入を勧められた。投資の経験もなく返済できなくなると困るという、「もうけが出るので心配いらない」と言われ申し込んだ。口座を開設し投資資金を送金し、システムを稼働したが、間もなく投資資金が0円になってしまった。事業者的苦情を伝えたら「戦争が原因。運が悪い」と言われた。



(消費者庁イラスト集より)

A

簡単にもうかるうまい話はなく、インターネットをきっかけに詐欺的な投資トラブルが増えていることを伝えました。クレジットの請求を一時停止してもらうよう、書面をクレジット会社に送付するよう助言し、センターから事業者へ返金を求めるあっせん交渉を行いました。

◆きっかけはインターネット 詐欺的な投資勧誘◆

インターネット動画広告や SNS の情報、マッチングサイトなどで知り合った相手からの勧誘などをきっかけに、もうけ話を信じ支払ってしまったがもうからない、返金もされないというトラブルが、老若男女を問わず多く発生しています

1. 無登録業者との取引はやめましょう

投資勧誘を行う業者は金融庁への登録が必要です。

金融商品取引業の登録を受けた業者については金融庁ウェブページ「免許・許可・登録を受けている業者一覧」で確認できます。

※ 事業者はシステム販売のみ行っているため登録は不要と主張する場合などがあり、被害回復は困難になることが多いです。

2. 勧誘をうのみにせず、しくみやリスクを十分に理解できなければ取引を行わないでください

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の 2132 番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時